

厚生委員会会議録

平成26年6月27日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：21

案 件

1. 議案第57号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
2. 議案第63号 訴えの提起（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例に基づく医療費返還請求）

【報告事項】

1. 飯塚市主催第22回さわやかスポーツ大会について （社会・障がい者福祉課）
2. 平成25年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績の公表について （社会・障がい者福祉課）

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第57号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第57号の補足説明をいたします。お手元に配付しております議案書の26ページをお願いいたします。今回の改正は子ども医療の入院医療費の助成対象年齢を12歳から15歳、小学校6年生を中学校3年生終了までに拡大するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明をいたします。議案書の27ページをお願いいたします。第2条第1項第1号ウで新たに15歳、中学校第3年終了前までのものを加えております。一部負担金につきましては、義務教育就学後から小学校第6年終了前までのものと同様に1日につき500円、1カ月につき3500円を限度として負担をしていただくこととしております。なお、施行期日は平成27年1月1日といたしております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

提案の理由は書いてありますが、この目的を教えてください。

○医療保険課長

子ども医療の拡大につきましては、子育て支援ということで、その拡充ということで考えております。今回の対象者につきましては、2683名ほどを見込んでおりまして、対象となる医療費につきましては、年間ベースで900万円、その分が負担の軽減になるというふうに考えております。

○宮嶋委員

今回の一般質問とか、代表質問でもたくさん出ましたけども、子どもを安心して産み育てられる環境をつくるというようなことが飯塚市の方針でもありますようですから、そのことに関してこの条例が出てきたと思うんですが、この条例は嘉麻市でも同様の条例が出ているようですが、近隣の嘉麻市、桂川町、前回はそうでしたけども、足並みをそろえているというような感じがございますが、その辺について2市1町でそういう連絡会なり協議なりというのがあるのかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

質問の嘉麻市、桂川町との協議ということでございますが、基本的には飯塚市を込めて2市1町は同じ医療圏に属しております、ここの協議については頻繁に行っております。本来であれば、その自治体ごとに施策を展開するような形にはなりませんけれども、医師会との調整もございまして、ここにつきましては、ここの医療圏で統一した見解でやっていこうというふうなことで。先行して今回、嘉麻市と飯塚市がしておりますけれども、桂川も確か9月議会じゃないかと思っておりますけれども、上程する予定になっておると思っています。

○宮嶋委員

拡大されることに反対するつもりはありませんし、大いに賛成なんですけど、通院に関してが置いていかれております。まだ小学校3年生までというふうになっておりますので、やっぱり子どもの具合が悪くても病院になかなか連れていけないというようなご家庭もあります。それで、ぜひ通院についても検討していただきたいんですが、その辺に関しての検討の状況、嘉麻市、桂川町との今の協議と言われておりましたけれども、これも含めてどういうふうな論議がされているのか、教えてください。

○医療保険課長

今、ここの地区では、小学校3年生までは通院まで含めて拡大をいたしております。この通院に関しましては、例えば今回の中学1年生から3年生までで試算いたしますと大体7千万円くらいの財源が必要になってまいります。この部分を拡大することになりましたら、財源的な調整というのが非常に難しいということもございまして、今回中学3年生までにつきましては入院分だけ。それともう1点が通院につきましては、ある程度自己管理の中でやってもらいたいということもございまして、入院は突発的に非常に大きな出費を伴うということで、ここの部分については積極的に今回のような形で助成をしていくと。ここの地区では田川が今年度10月から、たぶん中学3年生まで通院まで拡大することとしておりますけれども、ここの地区では、一応、財源的な問題もございまして入院のみというような協議で整っております。

○宮嶋委員

先日小学校のクーラーの話で、子どもは忍耐をつけないかんというような話もあつておりました。やっぱり自己管理というふうにいま言われましたけど、やはりいろんな、食べ物などの話もあつていましたけれども、そういうことで、やはりいろんな子どもたち、いろんな病気を抱えている子もおりますので、通院についてもぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。これはやはり国がもっと支援をしないといけないし、今回意見書を出させていただいておりますけれども、県のほうの助成を強めていただくというようなことも必要であろうかと思いますが、国に対して要請、また県に対して拡充するよというよというよというよというよというよをされているのかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

国県に対しましては、市長会を通じてもうかなり前から拡大の要望はいたしております。それについてはなかなか良い回答は得られませんけれども、今後も引き続きそういった活動は続けていきたいというふうに考えております。

○委員長

もう一度、県のほうに対しては。

○医療保険課長

国県ともにそういう要望はいたしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 訴えの提起（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例に基づく医療費返還請求）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第63号の補足説明をいたします。お手元に配付しております議案書の46ページをお願いいたします。今回の訴えの提起につきましては、平成22年6月から24年2月に発生いたしました重度障がい者医療費の支給に起因する被保険者の高額医療費について、本来、飯塚市が給付を受けるべきものを被告、田端比呂志が被告、東京実業健康保険組合から直接支給を受けたため返還を求めておりましたが、応じないため両被告に対して全額の支払いを求めるものでございます。重度障がい者医療費の支給に関する事務の流れについてまずご説明をいたします。重度障がい者医療証を提示いたしまして、診療を受けた場合については飯塚市が被保険者の負担すべき一部負担金を負担いたしております。この一部負担金のうち、高額医療費が発生した場合には医療保険者から高額医療費の支給を受けることとなりますが、公費負担があるものについては支給を保留し、自治体からの高額医療の支給申請があったのち支給しているところが多いのですが、中には公費負担があっても自動的に被保険者に直接支給しているところもございます。なお、自治体が支給申請を行う場合につきましては、被保険者から受領委任された申請書を提出しなければ受給できなくなっております。今回の事案では、被保険者が申請書の提出をしなかったため、高額医療費が自動的に支給され、連絡がとれないままになっておりましたが、24年3月診療分以降につきましては、医療保険者に連絡し支給保留の手続きをしていただいております。本人と連絡は取れました24年7月以降返還を求めてきましたが応じず、26年3月、本年の3月でございますが、ようやく保留分について申請書の提出が済み、支給を受けることとなっております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

何か高度な説明で難しいんですけど、本来高額医療費を支払った場合は、領収書なり何なりをつけて返還請求というか、するもんじゃないんですか。

○医療保険課長

社会保険とか、各医療保険によって異なりますけども、国保の場合は基本的には領収書を添付のうえ請求をしてもらって、お戻りする形になります。通常の医療保険の場合は、レセプトが組合なり、医療保険の保険者側に来た場合には、自動計算で確定させて、そして先ほど申しましたように本人が請求をするか、もしくはその委任を受けた自治体がそこに請求して初めて振り込みが可能となります。それで請求行為というのは基本的に本人が申請する場合は、領収証とかいう添付の必要はございませんで、申請書のみで請求する形になります。ただ、先ほどちょっと説明しましたが自治体がそれを、受領委任を受けた場合については本人の実質の印鑑が必要になってきますので、そこがなかなかもらえないケースも非常に多いので私どもとしてはいま苦慮しているところではございます。

○宮嶋委員

一度です、戻ってしまうとなかなか、どこかにお金が消えて、だから払うの大変だと思う

んですよね。それは飯塚市がどうのこうのとこういうことじゃなくて、この制度全体の、自体のそういう部分についての改良というのがないと、こういうミスがいっぱい出てくる可能性があるということですよ。わかりました。ぜひその辺の改良も含めてご検討方お願いします。

○松本委員

私も全く同じ意見なんですけど、東京実業保険何とか、組合、そこが払っているわけですよ。今も言われましたけど、手にすると、なかなか返還してくださいと言っても出来難いのが、みんなそうだと思うんですよ。それでやはりこの制度自体を、やっぱりどこがどうして支給をすとかいうことをちゃんとしないと、再三こういうのが起きて、もう使ってしまったんですよみたいなね、話になるというのは考えてもわかることだと思うんですよ。だから、やっぱりそこをあれしないと、もらった人が返さんからって行って、そこを訴訟をす。それなら間違えんでお前たちがとれよという話でしょう。早く言えばね。ちゃんと的確な金額を支給すればいいわけですから。それは事務的なことで、どこかがどうで間違っているわけでしょう、結局は。だからそこいら辺をもうちょっとしないと、いつまで経ってもならないんじゃないかなという気がするんですが、どうなんですか。

○医療保険課長

質問委員がおっしゃいますように、そういうことでうちのほうとしても障がい者医療も子ども医療も含めて、最初の申請段階で、その受領に関しては受領委任という形で印鑑をいただいているんですけども、医療保険によっては、それは当初分です出した分だから、基本的に発生した段階で出さないと払えませんというところもあるんですね。ですから、医療保険者でもばらばらな取り扱いがあっているのが1点と、それとこういう公費で負担する分についても、各自治体で取り扱いがばらばらといますか、対象年齢も違えば、ですから、医療保険側もどういう制度がどこの自治体であるかという把握が非常に難しいというところがございます、その調整がなかなか難しい。ただ、社保関係の分は、いま支払基金と国保は国保連合会にそういう審査を依頼しているんですけども、社保の場合は支払基金のほうに委託をすれば、その部分が自動的に自治体に払えるようにはなるんですけども、その部分で金額的な部分ではね上がってくるというところもございまして、なかなか難しいと。それと、例えば飯塚市はいま国保連合会に委託をしているんですけども、福岡県にその部分について、支払基金なりにうちが委託できるような体制ができないのかということでお尋ねした中では、福岡県内で統一しないとやりとり、要するにレセプトの関係が、今度、医師会との関係が出てきますので、その部分が混乱を生じるので、なかなか難しいという見解を今いただいております。ただその部分については、地元医師会との調整の中では問題ないだろうということではございますけども、やはり医療証を使うのは県内で受診されるケースが多いので、ほかの地区に行った場合に同じ取り扱いがなかなか難しいとかいう問題もございまして、その部分についても、今後また県と医師会とも含めて協議を続けていきたいとは考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 訴えの提起（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例に基づく医療費返還請求）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から2件について、報告したい旨の申し出が

あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市主催第22回さわやかスポーツ大会について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

去る6月8日、日曜日に障がい者がスポーツを通じ市民との相互交流を深めながら、理解と協調・融和を高めるとともに元気回復と健康増進を図ることを目的といたしまして、第22回さわやかスポーツ大会をサン・アビリティーズいづかで開催いたしました。本事業は特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会、これは現在サン・アビリティーズいづかの指定管理受託者でございますけれども、ここを実施主体といたしまして、飯塚市身体障害者福祉協会や飯塚市手をつなぐ親の会、そして市内のボランティア団体等のご協力を得ながら実施したものでございます。当日は障がい者ご本人とご家族、そして福祉事業所関係者、市民ボランティアの皆さんなど約280人の参加がございまして、玉入れや二人三脚、綱引きなど全10種目の競技を通じて交流と親睦を深めながら、和やかな一日を過ごしていただきました。

以上簡単ですが、ご報告申し上げます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績の公表について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

本市では、「飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に沿って、全庁的に障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、現在、取り組みを進めているところでございますが、このたび平成25年度の調達実績についてとりまとめましたので、別紙のとおりご報告申し上げます。調達件数は全20件でございまして、総額490万7900円でございます。

その内訳でございまして、物品に関してはバイオディーゼル燃料など4件の調達がございました。166万9500円となっております。また、役務に関しては主に公園や公共施設の清掃、草刈り業務など16件でございまして、323万8400円となっております。平成25年度における調達の目標につきましては、前年度の調達実績額である432万3458円を上回ることに致しておりましたので、一定の推進ができたものと考えておりますが、今後とも方針に従って障がい者優先調達の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。なお、平成25年度実績につきましては、市のホームページにおきまして公表いたします。

以上簡単ですが、ご報告申し上げます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。